

平成 2 2 年 度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 1 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

平成21年10月27日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成21年11月

## 関東地方知事会

会 長	神奈川県知事	松 沢 成 文
	東京都知事	石 原 慎太郎
	茨城県知事	橋 本 昌
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県知事	大 澤 正 明
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	山梨県知事	横 内 正 明
	静岡県知事	川 勝 平 太
	長野県知事	村 井 仁

## 目 次

- 1 地方分権改革の推進について . . . . . 1
- 2 高速道路無料化に対する提言について . . . . . 5
- 3 医師確保対策について . . . . . 6
- 4 中小企業の資金繰りへの支援について . . . . . 8
- 5 生活再建を含めた八ッ場ダムの建設促進  
について . . . . . 9
- 6 難病対策の充実及び超過負担の解消等  
について . . . . . 11
- 7 乳幼児・子どもの医療費助成制度の創設  
について . . . . . 12
- 8 振り込め詐欺に使用された携帯電話機の  
即時利用停止措置について . . . . . 13
- 9 地震・火山噴火対策の推進について . . . . . 14
- 10 新たな過疎対策法の制定について . . . . . 17

## 1 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

新政権においては、早急に地方分権改革についての具体的なプロセスやスケジュールを示し、これまでの地方分権改革推進委員会の勧告を尊重し、早期の法制化に取り組むとともに、更なる改革の実現に向け、地方と十分に協議を行いながら、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

特に、厳しい経済・雇用情勢が続く中、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により危機的な状況に陥っており、持続可能で安定的な財政運営ができる税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 事務・権限の移譲等

「中央政府の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲する」という観点から、地方分権改革推進委員会のこれまでの議論や勧告の内容等を重く受け止めた上で、勧告を上回る事務・権限の移譲を早急に行うこと。

また、地方自治体が住民のニーズに対応した行政サービスを展開できるようにするため、義務付け・枠付けの見直しについて地方分権改革推進委員会の勧告の早期法制化や更なる見直しを行うとともに、関与の廃止・縮小、条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大などを進めること。

併せて、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

## 2 国の出先機関改革

国の出先機関については、廃止を含めた抜本的な改革を早期に実施することとし、事務・権限の必要性を精査した上で、国が担うべき事務・権限以外は原則として地方に移譲すること。事務・権限の移譲に当たっては、必要な税財源等を一体的に移譲するとともに、人員の移管については、地方と十分に協議を行うこと。

## 3 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

地方の税収を歳出に見合ったものとするため、当面、国と地方の税源配分5：5を目指して、地域偏在性が小さい安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は直ちに撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

## 4 地方消費税の引き上げ

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の税率引き上げについて、消費税と併せて国民的議論を喚起し、抜本的な検討に直ちに着手すること。

## 5 自動車関連諸税の見直しへの対応

暫定税率の廃止をはじめとする自動車関連諸税の見直しに当たっては、地方財政に影響が及ばないよう、地方の減収分について、税制措置による確実な補填を行うこととし、直轄事業負担金の廃止をもって代替財源としないこと。

また、軽油引取税等を「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化する場合には、地方が地球温暖化対策における諸施策を担うことを踏まえ、地方税として創設すること。

## 6 地方交付税の復元・充実

地方交付税については、地方固有の共有財源であることを明確にすること。

また、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、今後の地方財政対策において、地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方交付税総額を充実すること。

特に、平成22年度の地方財政計画の策定に当たっては、更なる減収が確実となっている地方税の状況を反映し、巨額の財源不足に対する万全の措置を講じること。

平成21年度に時限を迎える臨時財政対策債は、地方交付税の法定率の引上げを行い、本来の地方交付税に復元すること。

## 7 国庫補助負担金改革

国・地方を通じた簡素で効率的な行政組織を確立するとともに、地方の自由度を高めるため、国庫補助負担金の抜本的な改革を進めること。

なお、「一括交付金」を検討する場合には、本来望ましい「税源移譲」実現までの経過措置として、国と地方が協議した上で制度設計を進めることとし、地方が実施すべき事業を推進するための所要額全額を確保すること。

## 8 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであり、地方分権の観点から極めて不合理な制度であることから、具体的なスケジュールを明示し、廃止すること。

特に、維持管理費にかかる地方負担は来年度から廃止すること。

なお、廃止までの当面の対応として、平成21年度分から国庫補助事業と同様の内訳明細の情報開示や負担金の対象範囲等の見直しを行うとともに、地方自治体の意見を十分反映できる事前協議の仕組みづくりを直ちに行うこと。

## 9 「地方自治基本法（仮称）」の検討

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方自治法を抜本改正し、「地方自治基本法（仮称）」の制定に向け検討すること。

## 10 「国と地方の協議の場」の設置

地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、地方と政府の代表者等が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」を法律に基づき早期に設置すること。

その際、協議の内容は公開し、国民の前に明らかにするとともに、政府に対して、協議結果の尊重義務を課すこと。

また、協議事項については、国と地方の役割分担、地方自治制度及び地方税財政制度に関する重要事項のみならず、地方に大きな影響を及ぼしかねない国の重要政策についても対象とすること。

さらに、「行政刷新会議」との関係を明確にすること。

なお、設置に当たっては、法制化を待たずに事実上の協議の場を設けて、制度設計の段階から地方が参画し、地方の声を反映できるようにすること。

## 2 高速道路無料化に対する提言について

道路は社会経済活動を支える最も基礎的な社会資本である。

道路政策においては、環境への影響や経済効果の視点も取り入れ、快適で活力ある都市・地域の基盤形成を支援していく必要がある。

また、日本をリードしてきた関東圏が、今後とも日本全体を牽引し続けていくには、整備効果の高い首都圏三環状道路をはじめとする高速道路ネットワークとそれらにアクセスする幹線道路の集中的な整備が必要不可欠である。

今般、国は温室効果ガス排出量の増加や、渋滞激化に伴う物流停滞、鉄道などの公共交通機関の衰退が懸念される高速道路無料化を、地域活性化策として打ち出した。

無料化による料金収入の減少は、真に必要な道路整備の推進に支障を与えかねず、受益者負担の原則にも反するものである。

このため、国は次の事項について十分留意し、政策に取り組まれるよう提言する。

- 1 無料化については、環境負荷の増大、交通渋滞の悪化に伴う高速道路の機能低下など、多くの弊害が懸念されるため、道路政策にかかる総合的かつ多角的な検証を行った上で政策判断すること。
- 2 地域の活性化及び環境改善に資する、高速道路ネットワークとそれらにアクセスする幹線道路を、財源確保した上で着実に整備すること。



### 3 医師確保対策について

医療の高度化、専門化に加え、インフォームドコンセントの充実等患者ニーズの多様化や、女性医師数の増加など、医師を取り巻く環境が大きく変化する中、医師の絶対数の不足に加え、地域偏在や診療科における偏在などにより、全国的に医師不足問題が一層深刻化しており、我が国の医療体制は崩壊の危機に瀕していると言っても過言ではない。

このような現在の医療体制の危機は、国の政策に起因するものであり、国はその責任を十分に自覚して、実効性のある医師確保対策に早急に取り組むべきである。

その際、医師養成に多額の公費負担が行われている現状や医師に求められる公的責務なども踏まえたうえで、現在の医師の勤務のあり方の見直しも含め、抜本的な医師の偏在是正対策を検討する必要がある。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 来年度の医学部定員増後においても、地域により医師不足が想定されることから、必要な地域には今後更なる定員増の措置を講じること。

また、医学部定員増に伴い発生する、修学資金などの都道府県の経費については、継続的かつ確実な財政措置を講じるとともに、卒業した医学生が地域に定着するよう具体的かつ実効ある方策を講じること。

- 2 医師の地域偏在対策として、医師不足地域における勤務を促進するため、不足地域への一定期間の勤務を義務付ける等、制度的な方策を講じること。
- 3 医師の診療科偏在を是正するため、診療報酬の見直しを進めるとともに、大学や関係学会と連携して、専門医の適正配置等を勘案した医療制度の見直しなど不足診療科の医師確保のための具体

的な方策を早急に講じること。

また、医師と看護師・コメディカル・医療クラーク等の連携の強化など医師の負担を軽減するための対策を早急に講じること。

- 4 今後ますます増加が見込まれる女性医師が継続して働くことができるよう、勤務体制の弾力化、保育制度の充実、再就職支援等、就業環境の整備のために必要な措置の充実を図ること。

#### 4 中小企業の資金繰りへの支援について

昨年秋の米国における金融危機に端を発した世界規模での景気後退は、我が国経済においても輸出や生産の大幅な減少を招き、景気の急速な悪化をもたらしたところである。

現在、国内景気については、在庫調整の一巡や国の経済対策の効果に加え、対外経済環境の改善により、持ち直しに向かうことが期待されている。しかし、失業率が過去最高水準となっているほか、世界経済の下振れリスクが懸念されるなど、引き続き中小企業の経営環境は厳しいものと考えられる。

このような状況に対応するため、国においてはこれまで緊急保証制度の拡充など、資金繰り対策をはじめとする緊急経済対策を数次にわたって講じてきたが、今後の経済・金融環境の見通しが不透明な状況下においては、資金繰り対策を通じた中小企業の経営の安定を引き続き図ることが必要であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 昨年10月31日から実施されている「緊急保証制度」について、平成22年3月末までとなっている適用期間を延長すること。
- 2 日本政策金融公庫の貸付制度の一つである、いわゆる「マル経融資」や「セーフティネット貸付」をはじめとする政府系金融機関の中小企業向け貸付制度について、貸出金利のさらなる引き下げを含め、制度の一層の充実を図ること。

## 5 生活再建を含めたハッ場ダムの建設促進について

ハッ場ダムは、利根川沿川地域の生命・財産を洪水から守るとともに、首都圏の水資源の安定確保に資する重要な施設であるが、政権交代がなされた国において、関係都県や地元の意見を無視して事業の中止を進めようとしていることは極めて遺憾である。

ハッ場ダムの中止方針は以下の理由により撤回すべきと考える。

第1点は、ハッ場ダムは、特定多目的ダム法に基づき、ダム事業者である国が都県知事や都県議会の意見を聞いて、建設を進めてきた。このような手続きを踏んで実施しているハッ場ダムを、国が、関係する都県知事や市町村長と一切協議することなく、一方的に事業を中止することは、長年完成を待ち望み、その費用を負担してきた地方の総意をないがしろにするものであり、到底容認できない。

第2点は、ハッ場ダムは、ダム建設構想が持ち上がってから57年経過し、水没関係住民の多大な犠牲の上、国家的プロジェクトとして進められており、そのような地元の状況を完全に無視したまま中止することは、地元住民に、常識では考えられない苦悩と犠牲を、さらに強いるものである。

第3点は、ハッ場ダムは、首都圏の1都5県にとって、治水、利水の両面から必要不可欠な施設であることから、国が事業者として責任を持って、関係都県と連携し共同事業として建設を推進してきたにもかかわらず、突然明確な理由もなく建設を中止することは、無責任極まりないものである。

そこで、次の事項について特段の措置を講じるとともに、生活再建を含め、ハッ場ダムの建設促進を図るよう強く要望する。

- 1 国は、建設中止を前提とすることなく、1都5県との協議の場を速やかに設置し、関係都県の意見に誠実に対応すること。
- 2 国土交通大臣はもとより、内閣総理大臣は、建設中止を前提とすることなく、白紙の状態、長年にわたり苦勞してきた水没関

係住民との意見交換会を実現すること。

- 3 国はこれまで、首都圏の安定的な水供給を確保するための渇水対策、また、河川の氾濫による災害などを防止する洪水対策として八ッ場ダム建設事業は必要不可欠であると説明してきており、中止する理由及び利根川水系における治水・利水の全体像を明確に示すこと。
- 4 国との話し合いで進められてきた今までの経緯を踏まえ、地元関係住民の生活再建を含めた事業の一層の推進に万全を期し、計画通り平成27年度の完成に取り組むこと。

## 6 難病対策の充実及び超過負担の解消等について

原因が不明で治療方法が確立していない疾患のうち、治療が極めて困難で医療費も高額である特定の疾患については、医療の確立・普及と患者の負担軽減を図るために、医療費の公費負担が行われている。

これまで、公費負担の対象となる特定疾患として、厚生労働省の特定疾患治療研究事業実施要綱により45疾患が指定されていた。

今年度、国は、平成21年度第一次補正予算の見直しを行う中において、5月に成立した経済危機対策に係る第一次補正予算に盛り込まれた11疾患の追加指定を10月1日から適用することとし、難病対策の充実を図ったところである。

国においては、引き続き、難病に関する調査研究の推進や医療費の患者負担の軽減など、難病対策を一層充実するべきである。

また、難病患者に対する医療費の公費負担は、特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、都県が支出した費用に対して、原則としてその2分の1を国が補助することとされている。

しかしながら、国の予算が医療費の伸びに対して十分に確保されていないため、本来、国が負担すべき額が交付されていない。そのため、都県においてその不足分を負担せざるを得ない状況にあり、都県の財政を圧迫している。また、追加指定される11疾患に係る費用についても国の適切な予算措置が必要である。

さらに、本年5月に特定疾患に係る高額療養費制度が改正され、所得等による区分が導入されたため、都県の事務量と経費が大幅に増大している。しかし、制度改正に伴う国からの財政措置はなく、都県の負担となっている。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 難病対策の一層の充実を図ること。
- 2 超過負担の解消を図ること。
- 3 所得区分等導入に伴う財政措置を図ること。

## 7 乳幼児・子どもの医療費助成制度の創設について

乳幼児・子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、市町村が実施する乳幼児・子どもの医療費助成事業に対し、全都道府県で助成を行っているが、対象年齢や自己負担金、所得制限等の制度内容が異なっている。

子育てに関わる経済的支援については、本来、国が実施すべきものであり、統一した助成制度の下に国、県、市町村が一体となって次世代育成支援対策の一環として取り組む必要がある。

そこで、国において現物給付方式による乳幼児・子どもの医療費助成制度を創設されたい。

## 8 振り込め詐欺に使用された携帯電話機の即時利用停止措置について

平成21年上半期における全国的な振り込め詐欺の被害状況は、約50億4,000万円で、年換算するとその被害総額は100億円を上回る見込みであり、国を挙げた振り込め詐欺撲滅対策が求められている。

こうした厳しい治安情勢の下、振り込め詐欺に使用されたことが明らかな預貯金口座に対する口座凍結措置については、「口座凍結依頼書」により、即時凍結が可能となっており再被害防止に効果を上げている。

一方、振り込め詐欺に使用された携帯電話の利用停止措置については、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」第8条第1項（契約者確認の求め）を根拠として、警察署長が携帯音声通信事業者に対して契約者確認の求めを行い、契約者が事業者による本人確認の求めに応じない場合に利用停止措置を行っている。

しかし、被害発生から契約者確認の求めによる携帯電話機の利用停止までの2～3週間ほどの期間は引き続き犯行に使用できることから、被害抑止効果が現れるまで非常に時間がかかるという問題がある。

そこで、そうした問題を解消するため、利用者のプライバシー等に配慮しつつ、預貯金口座に対する口座凍結措置と同様、振り込め詐欺に使用された携帯電話機についても即時利用停止を可能とする法整備を講じられたい。



## 9 地震・火山噴火対策の推進について

首都直下地震や東海地震の発生の切迫性が指摘されている中、国と地方公共団体が一体となって、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた地震防災対策を一層推進するとともに、将来の活動が懸念される富士山等の火山活動に対する防災対策を充実する必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 東海地震等の地震対策を計画的に進めるためには、地震対策緊急整備事業及び地震防災緊急事業を円滑に実施することが必要であることから、優先的に同事業の実施が図られるよう、所要の予算措置を講ずること。
- 2 平成21年度末に期限切れを迎える「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限を延長すること。
- 3 首都直下地震や東海地震、さらには火山活動に関する防災対策を効果的に推進するため、地震・火山噴火予知観測体制や火山情報の関係自治体への迅速かつ詳細な説明を加えた情報伝達体制の整備・充実を図るとともに、地震及び火山噴火予知の確度の向上に関する調査、研究や津波監視体制の充実・強化を推進すること。  
また、内陸の活断層に対する統一的な対策方針を確立すること。
- 4 我が国最大の活火山であり、首都圏などの人口密集地に近接する富士山等の火山防災対策を推進するため、火山噴火予知観測体制の整備・充実を図るとともに広範囲にわたる降灰の処理対策方針の確立及び広域的な防災訓練の実施など防災体制の充実・強化を図ること。
- 5 被災者生活再建支援制度については、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講ずること。

また、併せて住宅の共済制度創設や地震保険の加入促進など、

- 自助・共助・公助を組み合わせた被災者の住宅再建制度の充実に  
向け、法整備等の措置を講ずること。
- 6 木造住宅の耐震化に対する国の支援拡充を行うこと。  
また、住宅の耐震改修促進税制における所得税額の特別控除の  
制度拡充を行うこと。
  - 7 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応する  
ため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備  
すること。また、その利活用として、平常時には各地へ寄港して  
の救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも  
役立てていくこと。
  - 8 災害時の迅速な消火活動を可能にする飛行艇を自衛隊に導入す  
ること。
  - 9 同報無線の屋外スピーカーは、雨天時等に聞き取りにくいなど  
の欠点があるため、安価な同報無線戸別受信機の普及を図ること。  
また、地上デジタル放送を津波警報や緊急地震速報等の緊急時  
の情報伝達システムとして活用するため、受信機に放送局からの  
起動制御機能の必須化を図ること。
  - 10 緊急地震速報の精度の向上と利活用促進に向けた積極的な広報  
を行うこと。
  - 11 消防救急の広域化対象市町村が行う通信指令施設のシステム統  
合、無線中継施設の整備等に対する財政措置を講ずること。
  - 12 消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、国が主導的  
に取り組むとともに、積極的な技術支援を行うこと。  
また、消防防災通信ネットワークの周波数移行において十分な  
猶予期間を設定すること。  
さらに、消防防災通信ネットワークのデジタル化に対して、特  
別な財政措置を講ずること。
  - 13 大規模災害発生時には、地域の共助による災害応急対策が不可  
欠であることから、従業員の参画を始め、備蓄物資、敷地等の地

域への開放など、地域防災活動に積極的な事業所に対する優遇措置、防災教育の学習指導要領への明確な位置付け、及び災害時要援護者の支援を担う人材に対する発災時の対応等に関する研修等の充実など地域防災力の確保・維持に対し、国が主導的な取組と積極的な支援を行うこと。

- 14 大規模な災害が発生した場合、被災者が安心して治療を受けられるように、医療保険の保険料及び一部負担金の減免を行った保険者に対して、国は減免額の全額について補填措置を行うこと。
- 15 病院の耐震化に対して、補助対象範囲を拡大するなど、国の支援を強化すること。
- 16 高速道路の耐震対策を強化すること。

## 10 新たな過疎対策法の制定について

過疎地域の振興対策については、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げているなか、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成21年度末をもって失効する。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、医師等の不足、路線バスの廃止、情報通信格差、鳥獣被害・耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化や国土の荒廃が進み、また多くの集落が消滅の危機に晒されるなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、都市では失われつつある豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域である。また、国民に対して、食料・水資源・エネルギーを供給し、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化抑制や自然災害の防止に寄与するなど多面的・公益的機能を担っている。

このような役割を担う過疎地域は、国民共通の財産であり、そこに住み続けたいと願う住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持につながり、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

過疎地域のみならず国全体が本格的な人口減少社会を迎えるなか、多様性に富むこの国土を保全・活用し、未来へ引き継いでいくことが、現在の私たちに課せられた大きな使命である。

これからの過疎対策は、こうした国土づくりの新たな視点に立ち、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、都市と過疎地域が共に支え合う「持続可能な共生社会」の形成を目指した施策を展開していくことが重要である。

よって、国は、過疎対策を国家的課題として捉え、過疎地域の特

色ある発展を目指して総合的に展開できるよう、平成22年度を初年度とする時代に対応した新たな過疎対策法を制定し、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立すること。
- 2 過疎地域の指定要件と指定単位については、現行の過疎地域を引き続き指定することを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割を的確に反映したものとする。
- 3 医療・生活交通の確保、移住・交流対策の推進、人材育成・確保、雇用の場の確保、教育環境の整備などについて、広域的な連携も含めて課題に対応するための仕組みと財政措置を構築すること。
- 4 産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図ること。また、過疎地域への企業の進出や起業を促進するための施策を強化すること。
- 5 耕作放棄地の拡大防止や森林、里山を保全しつつ地域資源を活用するなど過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援するため、財政措置や規制緩和を拡充すること。
- 6 集落対策、移住・交流対策、特産物の販路拡大、地域を担う人材の育成・確保、多様な主体の協働による地域づくり等を積極的に支援するためのソフト対策を充実・強化すること。例えば、地域の実情に応じた事業展開が可能となるような財源として、過疎市町村における過疎対策基金の創設等を支援すること。
- 7 地方交付税などの充実により過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、地域の多様な財政需要に対応できるように過疎対策事業債の対象を拡充すること。